

確定申告は正しくお早めに

**徳島税務署の
確定申告会場は
「アステイとくしま」です**

確定申告会場は、2月1日(金)～3月17日(月)(土曜日・日曜日・祝日を除く。ただし、2月24日および3月2日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います)の期間、「アステイとくしま3階第2特別会議室」(徳島市山城町東浜傍示一)に設置しています。受付時間は、午前9時～午後4時です。アステイとくしまのイベント等の関係で無料駐車場が利用できない場合は、有料駐車場をご利用いただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この期間、徳島税務署庁舎内には、確定申告会場を設けておりません。

**安全 便利 確実な
振替納税のご利用を!**

個人事業者の所得税や消費税(地方消費税を含む)の納税は、安全便利な振替納税のご利用をお勧めします。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手数料が少なくて済みます。

また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税制度をご利用になる

場合は、金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

なお、口座振替日は次のとおりとなっております。

- ▼所得税 4月22日(火)
- ▼消費税および地方消費税 4月24日(木)



便利な振替納税で!

**贈与税の申告と納税は
3月17日(月)まで**

平成19年1月1日から平成19年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると贈与税がかかります。

平成19年分の贈与税の申告と納税は、3月17日(月)までです。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合にも、贈与税の申告が必要です。

**消費税および地方消費税
(個人事業者)の確定申告
もお忘れなく**

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(月)までとなっております。

お早めに申告と納税をお済ませください。

なお、次の方は消費税の確定申告が必要です。

○平成17年中の課税売上高が1千万円を超える方

○平成17年中の課税売上高が1千万円以下の方で、平成18年12月31日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

※平成17年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成19年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税および地方消費税の確定申告が必要になります。

にせ税理士にご注意を!

税理士または税理士法人でない者が、税務署等に提出する申告書や申請書の作成などの業務を行った場合は、法律により罰せられます。

税理士または税理士法人でない者の、うますぎる話に乗って税金の相談をす

ることは、間違いのもとです。

相談される際は、税理士または税理士法人であることを確かめください。



「振り込め詐欺」にご注意を

税務職員を装い、電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませるなどの詐欺が発生しています。

ご不審な点があるときは、税務署までお問い合わせください。

お問い合わせは、徳島税務署(徳島市幸町3-54) ☎088・622・4131)まで。



どこでも申告・納税
e-Tax